

○3番（枝 史子君） 改めまして、こんにちは。議席番号3番、枝史子です。傍聴席の皆様におかれましては、お忙しい中、足をお運びくださりましてありがとうございます。

それでは、議長により発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を進めてまいります。私の今回の一般質問の内容は、1項目めが、境町ではお一人が新型コロナウイルス予防接種により亡くなり、予防接種健康被害救済制度により給付金が支給された。そのほかにも1件申請中とのことだが、健康被害を受けているにもかかわらず、申請できていない潜在的な被害者がいる可能性を考えると、今まで認定された疾病、障害名を公表した上で、広く周知したほうがよいのではないかというものです。

そして、2項目めが、水道管の老朽化が全国的な社会問題として取り上げられているが、境町でも老朽化が見られる。古い管は破損による漏水等のリスクが増すと考えられることから、水道水の安定供給を維持していくために、町はどのような対策を考えているのかという2点です。

まず、1項目めで取り上げる予防接種健康被害救済制度について簡単にご説明いたします。厚労省のホームページによると、この制度については、予防接種では健康被害、病気になったり障害が残ったりすることが起こることがあります。極めてまれではあるものの、なくすことができないことから救済制度が設けられていますと書かれています。つまり予防接種による健康被害は起こり得るもので、残念ながら決してゼロにはならないことから、その方々を救済するための制度であるということです。実際に、予防接種による健康被害はまれではあるものの、毎年起こっており、例えば今年に入ってから厚生労働省疾病・障害認定審査会の感染症・予防接種審査分科会の審査結果によると、8歳の男の子が日本脳炎ワクチンによって急性散在性脳脊髄炎となり、障害年金認定だとか、生後2か月の女の子がロタワクチンによって腸重積症となり、医療費、医療手当認定、75歳男性がインフルエンザワクチンによって間質性肺炎となり、医療費、医療手当認定と。このようにほんの一例ではありますが、このような認定事例があります。同様に、新型コロナワクチンについても、このワクチンの接種によって健康被害を受けた方々がこの救済制度への申請を行っております。実は、この件数については、先日発行しました私の活動報告で載せたのですが、おととい開かれた審査会で新たなデータが出されたので、そちらの数字でご紹介します。6月10日時点で受理された件数が1万1,305件、そのうち認定されたものが7,458件、さらにその中で死亡認定が618件にも上っています。そして、新型コロナワクチンについては、ほかのワクチンの健康被害と異なり、全身のあらゆるところで症状が現れ、厚生労働省疾病・障害認定審査会の感染症・予防接種審査分科会の審査結果で認定されているものだけでも100を優に超える症例が挙がっています。その中には、IgA腎症であったり、鬱血性心不全、くも膜下出血、また低酸素脳症、带状疱疹、大動脈解離、またリウマチ、心筋炎、不正出血、パセドウ病といったワクチンによる健康被害と結びつかないような症状による健康被害が認定されているのが現状です。しかし、新型コロナワクチンについては、接種が始まった当初から副反応について盛んに話題に上ってはいたものの、その内容は発熱や倦怠感、接種箇所の腫れといったもので、それより重篤な健康被害が起こり得るという情報はほとんどなかったのではないかと記憶しています。実際ファイザーワクチンの説明書には、新しい種類のワクチンのため、これまで明らかになっていない症状が出る可能性がありますという注意書きが書かれているのですが、その言葉どおりに多種多様な副反応、健康被害が発生しているのが現状です。また、アナフィラキシーショックのように、接種当日から

翌日くらいに突然起こるもののほかに、接種から2週間もたってから症状が現れたという例もあることから、このワクチン接種後に体調不良が起きた人であっても、それとワクチンによる健康被害とが結びつかない人がいるのではないかという懸念があります。

ここで、被害に遭われた方の例として、大阪日日新聞の記事からご紹介いたしますが、小学校6年生の女子、ワクチン接種から2週間後に急に体調を崩しました。病院でおなかからの風邪と診断され薬を飲んだけれども、食欲不振や悪寒、だるさ、微熱が続き、横になって寝るのがしんどいので体育座りで寝る日々が続きました。その後、総合病院に入院し、骨髄検査以外の全ての検査をしたけれども、何の異常値も出ませんでした。担当医にワクチンの副作用ではないか尋ねたのですけれども、0.3ミリを1回打っただけでしょうと言われ、ワクチン接種での体調不良のアプローチはしてくれなかったとのこと。彼女の場合、親御さんが必死に情報を探し、運よくワクチン副作用の患者を診察している医者に巡り会い、体調も徐々に回復してきているとのことですが、それまでの1か月間は病名不明のまま、つらい日々を送らざるを得ませんでした。このように、被害に遭われた方々は、後遺症とは気づかず、突然の体調不良に見舞われている人がいるはず。少しでも知ってもらいたいと訴えていらっしゃる。であるならば、厚労省ホームページに掲載されている症例を、このような症例がありますといったように広くお知らせし、もしも思い当たることがあったらこのような窓口がありますよと周知すれば、今苦しんでいる人を救えるのではないかというのが私の考えです。

まず、1項目目において、この点について町の見解をお聞きます。

続いて、2項目目、水道管の老朽化についてですが、水道管の老朽化が全国的な問題となっていることは報道等で見聞きしている方も多いかと思います。そんな中、大洗町では、今年3月に町内全ての約6,700世帯で断水や水の濁りが発生したことにより水道が使えず、丸2日にわたって給水車が出動する事態が起きました。そのときの様子はNHKで報道されたのですが、その番組内で各自治体の水道管老朽化率が示され、境町は県内ワースト2位であることが判明しました。そのため、町民の方から境町の水道は大丈夫なのですかとの心配の声が寄せられたことが今回このテーマを取り上げた理由です。私自身、水道管の老朽化が抱える問題についてよく分からなかったので、実際に大洗町に伺い、水道課の職員の方からお話をお聞きしたところ、今回の大規模漏水事故の原因は、昭和46年に埋設された石綿セメント管という旧型の水道管に亀裂が入ったために起こったこと。そして、大洗町では現在でも水道管総延長のうちの約2割においてこの石綿管が使われ続けていること。よって、この古い石綿管の交換が喫緊の課題であると教えていただきました。ただし、大洗町の場合、毎年1.3キロメートルのペースでこの石綿管をより耐久性の高いダクタイル鉄管と呼ばれる管に交換してきたけれども、それだと20年かかるため、国からの交付金活用を見込んでペースアップを図る予定であるということも教えていただきました。翻って、境町の水道管事情と比べてみたところ、大洗での断水の原因となった石綿管はもう使われておらず、ダクタイル鉄管と塩ビ管が使われているということが分かりました。石綿管が使われておらず、境町で使われているダクタイル鉄管はかなりの耐久性があると聞くことによって、不安はやや解消されるかもしれませんが、それでも老朽化率という数値が高いことから、町民の皆さんは本当に大丈夫なのだろうかと不安に思われるのではないのでしょうか。また、大洗町は、今回の事故を受けて水道管交換のペースを上げることになりましたが、境町の場合、水道管の交換ペースが年0.5%程度

しかありません。そうすると、今後ますます老朽化率が上がっていくことになります。

そこで、水道管の安定供給を維持していくために、町はどのような対策を考えているのかをお聞きます。

以上、2項目2点について答弁を求めます。

○議長（倉持 功君） ただいまの予防接種健康被害救済制度についての質問に対する答弁を求めます。

町民生活部長。

〔町民生活部長 野口和久君登壇〕

○町民生活部長（野口和久君） 皆様、改めましてこんにちは。それでは、枝議員の1項目め、予防接種健康被害救済制度についての、境町ではお一人が新型コロナウイルス予防接種により亡くなり、予防接種健康被害救済制度により給付金が支給された。そのほかにも1件申請中とのことだが、健康被害を受けているにもかかわらず、申請ができていない潜在的な被害者がいる可能性を考えると、今まで認定された疾病、障害名を公表した上で、広く周知したほうがよいのではないかと町の見解を問うとのこと質問にお答えをさせていただきます。

まず初めに、予防接種健康被害救済制度についてでございますが、先ほど議員さんのご質問の中にもありましたように、この制度につきましては、予防接種法に基づく予防接種を受けた方に健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定をしたときは、市町村より医療費、障害年金等の給付が受けられる制度でございます。認定に当たりましては、予防接種、感染症、医療、法律の専門家により構成される国の審査会で因果関係を判断する審査が行われるものでございます。

続きまして、疾病、障害名の公表についてでございますが、新型コロナワクチンの予防接種に関する疾病、障害名の公表につきましては、先ほどもありましたように、厚生労働省の疾病・障害認定審査会、詳しく申し上げますと、感染症・予防接種審査分科会新型コロナウイルス感染症予防接種健康被害審査部会におきまして、予防接種と疾病、障害などとの因果関係を審議した上で、厚生労働省のホームページの中で皆様に公表しているところでございます。具体的に申し上げますと、令和6年5月20日の疾病・障害認定審査会の審議におきましては、審議件数83件のうち、認定が49件、否認が34件となっております。認定された疾病、障害名につきましては、くも膜下出血や脳梗塞、心筋梗塞の疑い、上下肢機能障害などが公表されているところでございます。今後の対応についてでございますが、厚生労働省に確認をしたところ、被接種者の接種日が令和6年3月31日以前である場合には、救済の請求日が令和6年4月1日以降にあったとしても、予防接種法上の特例臨時接種として実施された接種に伴う健康被害に係る請求ができるということとなっておりますことから、健康被害に係る厚生労働省の当該ホームページにつきまして、町のホームページにリンクを設定させていただきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（倉持 功君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

枝史子君。

○3番（枝 史子君） ご答弁ありがとうございます。町のホームページのほうにリンクを貼っていただけるということで、少しは周知のほうが広まるのではないかと期待しております。

あと、もう一点なのですけれども、それ以外にと言うと変ですけれども、より広く周知をすることによって、被害者の掘り起こしというか、埋もれている方に光が差すようにというか、手を差し伸べられるようにたくさん周知をしていただきたいと思います。

そして、もう一つなのですけれども、大阪府の泉大津市というところが市独自でこのような新型コロナウイルス後遺症ワクチン接種後副反応改善プログラムということで、被害に遭われた方の健康を回復するようなプログラムを設置されています。また、新型コロナワクチンの健康被害を受けた方へ申請をしてから認可されるまでの間にかかった費用の4分の3を助成するというような、そのような対策をしているところもございます。被害に遭われた方々が申請された場合に、その方々をどう救っていくかということで、町独自で動く可能性があるか、そのような点もお聞きできればと思います。

○議長（倉持 功君） 質問に対する答弁を求めます。

町民生活部長。

○町民生活部長（野口和久君） それでは、再質問のほうにお答えをさせていただきたいと思います。

今、議員さんから泉大津市の支援金のお話があったと思いますが、私も泉大津市のほうに確認をさせていただきましたところ、先ほどの医療費の助成部分に関しましては、国に救済制度を申請した以降の医療費についてはこちらの支援金の対象にはならないということで回答いただきましたので、よろしくお願いいたします。

今のご質問の支援金等々に関しましては、県内各自治体の状況を参考にさせていただきながら、今後調査研究が必要ということであればしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（倉持 功君） 答弁に対し、質問はございますか。

枝史子君。

○3番（枝 史子君） 質問ではないのですけれども、先ほどほかの自治体のことも見ながらということで、対応していただけるということでお話をいただいたと思いますけれども、先ほど紹介しました泉大津市の市長さんのお話ですと、泣き寝入りをつくらないというのをおっしゃっております。実際今被害に遭っている方がいらっしゃったとしても、なかなか声を上げづらかったりする状況があるのではないかと考えておりますので、そういう方々が本当に泣き寝入りをするのがないように、町としても丁寧に周知をしていただければと考えております。

以上で1項目めの質問は終わります。

○議長（倉持 功君） これで予防接種健康被害救済制度についての質問を終わります。

次に、水道管の老朽化についての質問に対する答弁を求めます。

建設農政部長。

〔建設農政部長 光田浩志君登壇〕

○建設農政部長（光田浩志君） こんにちは。よろしくお願いいたします。それでは、枝議員の2項目め、水道管の老朽化についての、水道管の老朽化が全国的な社会問題として取り上げられているが、境町でも老朽化が見られる。古い管は破損による漏水等のリスクが増すと考えられることから、水道水の安定供給を維持していくために、町はどのような対策を考えているのか聞きたいとのご質問にお答えいたします。

1番としまして、水道管の現状について、境町の水道管は、昭和45年度から令和4年度末までに延長233キロメートルが町内全域に布設されております。そのうち、布設後40年以上を経過した水道管は全体の56.9%、延長にして133キロメートルを占めております。令和3年3月策定の境町水道事業経営戦略では、このうち9.4キロメートルを総額4億6,000万円で古い管から耐震性の高い管に布設替えする計画をしたところでございます。

2番といたしまして、町の対策についてでございます。布設後40年以上が経過しているとはいえ、全てが老朽化しているものではなく、適切な管理を行うことで使用年数は延長できるものと考えております。日頃の管理体制といたしまして、浄水施設の点検及び町内の桐ケ作、若林、猿山、下砂井、井草の5か所での水質検査や水管橋等の漏水確認パトロールを行うとともに、定期的に排泥作業により濁り水の解消対策を行い、水道水の安定供給に努めております。古い管も含めて漏水や破損等の対応につきましましては、迅速な復旧ができるように境町上下水道指定工事組合と給水装置の修繕工事等に関する協定を締結しており、漏水発生時の復旧工法等については、町と上記工事組合が共通の認識を持ち、町では修繕用の材料を備蓄し、工事組合では工事作業員及び作業機材を準備しておくことにより迅速な復旧工事を実施して、水道を使用されている方々の断水時間や濁り水の発生を最小限にとどめるような体制を整えております。また、町内に布設されている水道管は、漏水箇所を局所的に修繕することができる材質であるため、補修材を水道管にかぶせてねじを締めて止水するなど、断水をしない修繕方法も活用しながら、短時間で復旧するよう努めております。これからも管路パトロールや水道管の診断等を行いながら、損傷箇所の早期発見、補修に努めてまいります。また、老朽化対策、耐震化対策を計画的に進めるとともに、県南、県西地域の水道事業の広域化を検討しております。こうしたことから、安心、安全な水道水の安定供給を維持してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（倉持 功君） たいまの答弁に対し、質問はございますか。

枝史子君。

○3番（枝 史子君） ご答弁ありがとうございます。先ほどのお話ですと、40年を経過したからといって、数字でぱったりとそこで古くなるというか使えなくなるというわけではなく、使用年数は使い方によって延長できるということで、大切に使っていくという感じのお話であったのではないかと思います。ありがとうございます。実際に先ほど私も質問で申し上げましたとおり、ダクタイル鉄管というのはかなりの耐久性があるということで、40年ではそれほど老朽化しないような材質であるとも聞いております。ただ、塩ビ管のほうなのですけれども、塩ビ管がどのくらいで老朽化するのかというのと、あと塩ビ管を今後どのような感じで交換していかれるのか。先ほど計画があるということなのですから、それは塩ビ管を中心にやっていかれるのでしょうか。その点をちょっと伺いできればと思います。

○議長（倉持 功君） 質問に対する答弁を求めます。

建設農政部長。

○建設農政部長（光田浩志君） 塩ビ管はビニールなものですから弱いというような感じもするとは思いますが、塩ビ管ももつものとしては厚生省のものでは40年から60年ということで、場所によって土質とか、酸性の土

壤だとか、アルカリ性の土壌だということで、塩ビ管も弱くなったりということはありますので、それは個々に調べて健全性を見ながら適切に管理をして、必要であれば交換もするというふうに考えてございます。

○議長（倉持 功君） 答弁に対し、質問はございますか。

枝史子君。

○3番（枝 史子君） 質問ではないのですが、先ほど塩ビ管であっても場所によってもつもたないというのがあって、それを適切に見ながらということでご答弁いただいたと受け止めました。ありがとうございます。

なぜ私がこのように交換、交換と言うのかと申しますと、大洗町に実際にお話伺いに行ったときに、境町はお金があるから水道管交換できますよねみたいなことをすごく言われて、大洗町はお金がないからなかなか交換できないのですというようなお話もあったものですから、境町は潤沢な資金というか、それを基に水道管をじゃんじゃんと交換できるのではないかというような、そのようなお話もあったものですからどうなのかなと思ってお聞きさせていただきました。ただ、これから状況を見ながら適切に交換して、安全安心な水道を供給していただけるということでしたので、引き続きよろしくお願いいたします。

○議長（倉持 功君） 町長、橋本正裕君。

○町長（橋本正裕君） それでは、枝議員さんのご質問に補足をさせていただきますけれども、できれば枝議員さんには逆に否定をしていただければありがたかったかなと。なぜならば、実は平成28年までは境町の水道事業はずっと赤字だったわけです。今まで積み立てた基金を全部使っていたのです。基金がもう底をつくのではないかと。そこを今の職員さんたちが非常に水道事業を改善をしていただいて、平成28年から13年ぶりに黒字化をして、今まで全部ずっと黒字化を進めているのです。さらに言うならば、お金が潤沢にあればそうかもしれないのですが、潤沢にないものですからできる部分と、適材適所というか、これはやろう、これはやらない、そういう取捨選択をしながら今まで10年間やってきたのです。なので、今本当に職員が努力していただいたおかげでようやく黒字化をした。さらには、黒字化したのだけれども、実は水道料金で皆さんどうでしょう。境町は古河に比べて高いわけですね。これはずっと言われるのですよね。なぜならば古河市は造りもしないダムの水利をそのときに払う約束になっているものですから、その分水道がめちゃくちゃ安いわけですね。我々はそうではないですね。県西用水を買えと言われていた。県西用水というのを高く買って、皆さんに安く出しているのです。なので、我々は逆ざやになるわけです。仕入れが高いわけです。仕入れが100円のを皆さんに50円で売るわけですから我々大変ですね。そんなことを今やっているのです。これが今境町の水道事業です。各地域違いますから、水道事業というのは、なので、それなのに黒字化をしているということは非常に努力をしている。その中で、水道事業所も古くなったタンクは替えなければならない。いろんなものは替えなければならない。毎年いろんなものにかなりお金を使ってやっているのです。先ほどの話で言うと133キロ、例えば古くなったものを替えるなら70億から100億かかるわけですね。本当にそれだけかけてやるべきなのかという議論もしていないですね。さらには、例えば今後は水道事業、各地域同じなのですよね。各地域、大阪市ですら老朽化しているのがほとんどになっているわけですね。なので、広域化を進めましょうとあって、県で一つの水道事業所にしようとか、その代わり今は各地域のところで水道事業所を持っていて、活性炭入れたりとか水質検査したり、職員入れたりしているのですよね。そうで

はなくて、全部県西用水を、要は水道事業所が要らなくなるのです。県南県西は、用水は今度一緒になります。そうすると、県西だけ高いのですけれども、県南が安いものですから少し安くなる可能性があります。向こうからきれいな水が来るわけです。その水を分配するような仕組みにしましょうというのが今後の県とか国とかの方策なのです。なので、一自治体を見て、100億かけて新しくして、では水道事業というよりは、全体の流れを見ながら、さらには今もたせるところはもたせながらやっていくというのが境町の今の運営なものですから、逆に今まで赤字だったところが黒字に変えて努力をしながら実はやっているのですよと。ふるさと納税のお金は、いろんなところに実は使っているのです。例えば借金の返済に使ったり、いろんなところに使っているのです。そんな潤沢にどこの市町村もお金あるわけではないですよ。ただ、先ほど町政報告でも言ったとおり、社総交であったり、拠点整備交付金であったり、緊防債、こういうのを使っているから事業ができていますよと。そういうふうに逆に大洗の人に言っただけならば、あ、ふるさと納税でもうかっているからあれなのではないのかというふうに逆にちょっと言えたのではないかなというふうに思っています。ただ、枝さんの質問の中で重要なのは、大洗は交付金を使ってやるかもしれない。実は北茨城とか、あと猿島分は合併特例債でやったのですよね。赤水対策で。なので、大洗がもしできるのであればうちもできる可能性があるので、この交付金は我々もちょっと検討していきたい。実際に大洗がやるタイミングで我々も一緒に申請できてしまえば、100億規模を例えば年間10億円で10年間でやるとか、そういったことでやるのであれば我々も乗っかりたいとは思っていますので、広域化とかもありますけれども、できる部分については補助金取れるのであればやっていきたいという気持ちはあるので、ちょっと大洗も仲いいものですから大洗に聞きながら、何か補助金でやるのかとか、どういう申請すればそれもらえるのだとか、そういったことをやりながらちょっと検討していきたいというふうには思っていますので、よろしく願いしたいと思います。

課題としては、例えばこういう話もあるのです。議員さんも聞くことがあると思うのですが、水道ひねったら弱いのだと。実はそこはすごい離れた家なのですよね。水圧が弱い。でも、水圧なものですから何とかしてあげたいと思うわけですよね。でも、そこまで水圧変えるのに実は5,000万かかると。1軒の家のために5,000万かけるかどうかと。でも、住んでいる人からしたらかけてもらいたいわけですよね。こういうこともあっちこちにあるものですから、ぜひ全体を見た中でどういうふうにしていけば一番いいのか議員の皆様とともに検討していきたいというふうには思っていますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（倉持 功君） 答弁に対し、質問ございますか。

これで枝史子君の一般質問を終わります。